

多治見市私立大学施設整備等事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、私立大学を誘致することによって、地域の賑わいの創出及び経済の活性化を図り、もって若年層の定住・定着につなげ、本市の人口増加に資することを目的として、本市に私立大学を設置しようとする学校法人に対して多治見市私立大学施設整備等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 私立大学施設整備等事業 市内において新たに私立大学の学部、学科等の教育研究上の基本となる組織の全部又は一部を設置するため、校舎等を整備することをいう。
- （2） 私立大学 学校法人が設立する学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を含む。）をいう。
- （3） 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。
- （4） 校舎等 校舎、体育館、運動場等の学校法人が直接教育の用に供する施設をいう。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、私立大学の整備に関する協定を市と締結し、私立大学施設整備等事業を実施する学校法人とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- （1） 施設整備費 新築、増築、改修等に伴う本工事及び附帯工事に係る経費（施設に附帯する設備の整備に係る経費を含む。）
- （2） 附帯事務費 設計委託料、設計監理料その他前号の工事に係る事務に要する経費

(3) 備品購入費 第1号の工事により整備した施設の運営に係る教育機器備品の購入に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の合計額（千円未満の端数は切り捨てとする。）とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、多治見市私立大学施設整備等事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。

(1) 事業（計画・変更計画）書・事業実績書（別記様式第2号）

(2) 本市へ移転後の私立大学の位置及び校地の状況が分かる図面並びに校舎等の配置図及び平面図

(3) 学校教育法又は私立学校法の規定に基づく所轄庁の認可の申請書又は届出の写し

(4) 工程表

(5) その他市長が必要と認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更（補助対象経費の30パーセント未満の減額による変更を除く。）し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく多治見市私立大学施設整備等事業変更・中止・廃止承認申請書（別記様式第3号）に事業（計画・変更計画）書・事業実績書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、承認すべきと認めたときは、多治見市私立大学施設整備等事業変更・中止・廃止承認通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、多治見市私立大学施設整備等事業実績報告書（別記第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 事業（計画・変更計画）書・事業実績書

- (2) 学校教育法又は私立学校法の規定に基づく所轄庁の認可の通知書又は届出の受理を証する書類の写し
 - (3) 建築確認申請に係る検査済証の写し
 - (4) 補助事業の完成を証する写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 学校教育法又は私立学校法の規定に基づく所轄庁の認可又は届出の受理が得られなかったとき。
- (2) この要綱の規定又は第2条に定める協定の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、多治見市私立大学施設整備等事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（別記様式第6号）により、補助事業者に通知する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年 月 日から施行する。
 - 2 多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）の一部を次のように改正する。
- 別表第1 2 総務の款4 地域活性化推進事業の項に次のように加える。

8 私立大学施設整備等事業						
1 私立大学施設整備等事業						
1 私立大学施設整備等事業	市の私立大学施設整備等事業補助	要綱による。	要綱による。	要綱による。		

		金交付要綱 による。				
--	--	---------------	--	--	--	--

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

多治見市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 (※)
(※)法人は記名押印をしてください
(代表者本人が自署するときを除く)。

多治見市私立大学施設整備等事業補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、多治見市私立大学施設整備等事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額
金 円

2 交付申請額の算出基礎

事業区分	補助対象経費	交付申請額
施設整備費	円	円
附帯事務費		
備品購入費		
合 計		

- 3 添付書類
- (1) 事業（計画・変更計画）書・事業実績書（別記様式第 2 号）
 - (2) (移転後のもの) 私立大学の位置及び校地の状況が分かる図面並びに校舎等の配置図及び平面図
 - (3) 学校教育法又は私立学校法の規定に基づく所轄庁の認可の申請書又は届出の写し
 - (4) 工程表
 - (5) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第6条関係）

事業（計画・変更計画）書・事業実績書

1 私立大学施設整備等事業を実施する学校法人（設置者）

設置者の名称	
代表者の職及び氏名	
大学本部の位置	

2 私立大学施設整備等事業の対象となる私立大学

大学の名称	
所在地	

（注）本事業の対象施設となる市内に設置する大学について記載すること。

3 事業の目的区分（該当するものに○で囲む）

ア 大学の全部又は一部の新設 イ 大学の全部又は一部の移設

4 大学設置に係る認可申請等手続の状況

項 目	記入欄
認可申請・届出の年月日	年 月 日
面接審査の年月日	年 月 日
追加書類提出の年月日	年 月 日
補正申請書提出の年月日	年 月 日
実地審査の年月日	年 月 日
認可・届出受理の年月日	年 月 日

（注）面接審査の年月日以下の項目は、変更事業計画書又は実績報告書で記入すること。

5 設置される大学の学部、学科等の概要

学部の名称	学科の名称	修業年限	入学定員	収容定員
		年	人	人
		年	人	人
		年	人	人

6 事業実施期間

事業着手（予定）日	年 月 日
事業完了（予定）日	年 月 日

7 校舎等及び備品の概要

区 分	数 量	構 造	用 途	備 考

(注)

- 1 本事業の対象施設となる市内に設置する大学の敷地内の校舎等（建築物）及び備品について記入すること。
- 2 「区分」の欄には、校舎等の建築物、OA機器等の備品について、本館、1号館等の区分により記入すること。
- 3 「数量」の欄には、建築物（校舎等）にあつては床面積、備品にあつては使用される単位ごとの数量を記入すること。
- 4 「構造」の欄には、建築物（校舎等）の構造を記入すること（備品については記入不要）。
- 5 「用途」の欄には、建築物（校舎等）：講義室、実験・実習室、研究室等及び備品について、主要な用途を記入すること。

8 補助事業の収支内訳書

(収入の部)

財源区分	予算額（決算額）	備 考
自己資金	円	
市補助金	円	
国・県補助金	円	
その他	円	
合 計	円	

(支出の部)

事業区分	費 目	予算額（決算額）	備 考
施設整備費		円	
	小 計	円	
附帯事務費		円	
	小 計	円	
備品購入費		円	
	小 計	円	
合 計		円	

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

多治見市長

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名 (※)
(※)法人は記名押印をしてください
(代表者本人が自署するときを除く)。

多治見市私立大学施設整備等事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付け多治見市指令第 号により交付決定のあった私立大学施設整備等事業の計画
を変更・中止・廃止したいので、多治見市私立大学施設整備等事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係
書類を添えて申請します。

1 補助事業の変更・中止・廃止の内容

2 補助事業の変更・中止・廃止の理由

3 補助金交付申請額

変更前 円	変更後 円
----------	----------

4 添付書類

事業（計画・変更計画）書・事業実績書（別記様式第2号）

別記様式第4号（第7条関係）

多治見市指令第 号
年 月 日

補助事業者

所在地

名 称

代表者氏名

様

多治見市長

多治見市私立大学施設整備等事業変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで事業内容の変更・中止・廃止承認申請のあった事業に対し、多治見市私立大学施設整備等事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

補助金交付決定額

変更前	変更後
円	円

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

多治見市長

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名 (※)
(※)法人は記名押印をしてください
(代表者本人が自署するときを除く)。

多治見市私立大学施設整備等事業実績報告書

年 月 日付け多治見市指令第 号により交付決定のあった私立大学施設整備等事業が完了したので、多治見市私立大学施設整備等事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- (1) 事業（計画・変更計画）書・事業実績書（別記様式第2号）
- (2) 学校教育法又は私立学校法の規定に基づく所轄庁の認可の通知書又は届出の受理を証する書類の写し
- (3) 建築確認申請に係る検査済証の写し
- (4) 補助事業の完成を証する写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

別記様式第6号（第9条関係）

年 月 日

補助事業者

所在地

名称

代表者氏名

様

多治見市長

多治見市私立大学施設整備等事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け多治見市指令第 号により交付決定のあった私立大学施設整備等事業補助金については、多治見市私立大学施設整備等事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、交付の決定を取り消し、補助金の返還を請求します。

1 交付済補助金額

金 円

2 返還請求額

金 円

3 該当事項

4 返還期限

5 返還の方法

別添の納入通知書（納付書）により、返還期限までに市指定金融機関へ納付してください。